

## 改正建築物省エネ法施行に伴う、確認検査申請等に係る手続き についてのお知らせ【重要】

令和3年4月1日から、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づく適合義務の対象が拡大され、対象範囲の下限（非住宅部分の床面積）が2,000㎡から300㎡に引下げられます。

これに伴い、非住宅部分の床面積が300㎡以上2,000㎡未満の建築物も令和3年4月1日以降に確認申請を行う場合は、原則として、省エネ適合性判定が必要となります。

国土交通省のホームページに改正のポイント、Q&A等が掲載されておりますのでご参照ください。 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/shoenehou.html>

当協会へ申請を予定されている方は、次の点にご注意ください。

### 1 確認申請について

- ・省エネ法は、建築基準関係規定となっておりますので、省エネ適合性判定の通知後でなければ、確認済証は交付されません。
- ・当協会では、建築確認の事前審査対象物件としております。また、申請書類は、本部又は湘南台事務所の窓口に、紙面により提出をお願いします。（WEB、郵送等での申請はできません。）

### 2 完了検査申請について

- ・完了検査申請には、通常書類のほかに、省エネ適判通知書（写）、計画書、設計内容説明書等の書類が必要となります。
- ・省エネ適判該当建築物については、工事中に設計変更がある場合、省エネ適判に係る計画変更あるいは軽微な変更手続きが必要となりますので、省エネ適判の担当課（住宅課）へご相談ください。
- ・省エネ法に基づく軽微変更がある場合は、完了検査申請時に、軽微変更説明書の提出が必要となります。
- ・完了検査申請手数料については、検査基本手数料に次の加算料金を申し受けます。

項目	検査申請料に加算する額
省エネ適判を受けた建築物に係る完了検査	40,000円（ただし、直前の省エネ適判を行った者が当協会以外の場合は、70,000円）

省エネ適判を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルート A）の内容確認	10,000 円（ただし、直前の省エネ適判を行った者が当協会以外の場合は、省エネ適合性判定業務規程別表 3※に掲げる額の税抜額に 10,000 円を加算した額）
省エネ適判を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルート B）の内容確認	25,000 円（ただし、直前の省エネ適判を行った者が当協会以外の場合は、省エネ適合性判定業務規程別表 3※に掲げる額の税抜額に 25,000 円を加算した額）
省エネ適判を受けた建築物に係る軽微な変更説明書（ルート C※）の内容確認 （※ルート C については、省エネ適判機関（当協会の場合は住宅課）において「軽微変更該当証明書」の発行を受けて本説明書に添付してください。）	直前の省エネ適判を行った者が当協会以外の場合には、5,000 円を申し受けます。

※省エネ適合性判定業務規程は、令和 3 年  
4 月 1 日施行のものを適用

### 【お問い合わせ先】

#### 確認申請等について

確認審査部事務課 045-212-3592  
確認審査部審査課 045-212-3641  
検査部検査課 045-212-3134

#### 省エネ適合性判定等について

建築事業部住宅課 045-212-3123